

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年5月14日

【四半期会計期間】 第11期第3四半期(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

【会社名】 株式会社オウケイウェイヴ

【英訳名】 OKWave

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 元 謙 任

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

【電話番号】 03-5793-1191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務本部長 野 崎 正 徳

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

【電話番号】 03-5793-1191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務本部長 野 崎 正 徳

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期 連結累計期間	第11期 第3四半期 連結累計期間	第10期 第3四半期 連結会計期間	第11期 第3四半期 連結会計期間	第10期
会計期間	自 平成20年 7月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成20年 7月1日 至 平成21年 6月30日
売上高 (千円)	1,015,111	1,047,597	351,549	356,395	1,423,469
経常利益又は 経常損失() (千円)	30,085	50,404	2,954	40,509	59,790
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失() (千円)	98,700	28,627	32,622	24,180	288,953
純資産額 (千円)			1,998,814	1,835,648	1,810,523
総資産額 (千円)			2,196,582	2,025,018	1,995,712
1株当たり純資産額 (円)			23,097.09	21,232.03	20,952.13
1株当たり四半期純利益 金額又は1株当たり四半 期(当期)純損失金額() (円)	1,151.21	333.43	380.20	281.50	3,369.58
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)		330.94		279.59	
自己資本比率 (%)			93.1	90.1	90.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	208,217	270,248			312,140
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	460,422	135,650			513,056
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	4,400	2,000			4,400
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			958,535	1,145,062	1,014,737
従業員数 (人)			87	91	90

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等を含んでおりません。
3. 第10期第3四半期連結累計(会計)期間及び第10期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	91 (22)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む。)は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	90 (22)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む。)は、当第3四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループは、受注から納品までが短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	前年同四半期比(%)
ポータル事業(千円)	134,986	89.8
ソリューション事業(千円)	221,408	110.0
合計(千円)	356,395	101.4

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

全般的概況

当第3四半期連結会計期間(平成22年1月1日～3月31日)におけるわが国経済は、世界的な景気後退の影響により企業収益の低迷が続く中、政府の経済対策により一部持ち直しの動きが見られ、企業収益にも改善が見られました。しかしながら、国内の厳しい雇用情勢とデフレが懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

その一方で、日本のインターネット利用者数は平成21年9月末で9,598万人(1)と増加を続けており、当社の日本初、最大級のQ&Aサイト「OKWave」も、引き続き利用者を拡大しております。

また、ソフトウェアなどをインターネット経由のサービスとして利用するクラウドコンピューティングの平成21年の市場規模は1,406億円であり、平成24年には約3倍の4,106億円、平成27年には5倍以上の7,438億円に達すると予測されるなど(2)、企業による需要の一層の拡大が見込まれる中、当社がSaaSやASPで提供するFAQ(よくある質問と回答)作成管理ソフトウェアも、新規顧客への提供が順調に進んでおります。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の業績は、次の通りとなりました。

	前第3四半期連結会計期間(千円)	当第3四半期連結会計期間(千円)
売上高	351,549	356,395
営業利益	11,039	38,487
経常利益	2,954	40,509
四半期純利益又は四半期純損失()	32,622	24,180

(1) 出典:「Internet World Stats」(Miniwatts Marketing Group)

(2) 出典:「クラウドコンピューティング市場に関する調査結果2009」(矢野経済研究所)

事業別の概況

(ポータル事業)

当事業におきましては、Q&A形式の情報交換のSocial Search市場で、Q&Aサイト「OKWave」のデータベースの貸し出し及び広告販売を行っております。

当第3四半期連結会計期間末における「OKWave」の登録者数は累計171万人、Q&A投稿数は累計2,140万件と、順調に推移しております。またデータベース貸し出しサービスである「QA Partner」における提供サイト(パートナーサイト)の数は、第2四半期連結会計期間末の140サイトから3サイト純増の143サイトとなりました。当第3四半期連結会計期間の新規クライアントとしては、株式会社産経デジタル、凸版印刷株式会社、GMOホスティング&セキュリティ株式会社、株式会社リクルートなどへご提供を開始いたしました。

企業の広告宣伝費抑制の影響を受けたことによる広告収入の伸び悩み、また新型プラットフォームの既存パートナーサイトにおける移行期間が想定より長引いたことによる新規顧客獲得の遅れなどがあったものの、大型開発案件が一巡したことや経費削減が寄与し、当第3四半期連結会計期間のポータル事業の業績は、下記の通り、黒字を回復いたしました。

	前第3四半期連結会計期間(千円)	当第3四半期連結会計期間(千円)
売上高	150,358	134,986
営業利益又は営業損失()	4,132	4,535

(ソリューション事業)

当事業におきましては、FAQ(よくある質問と回答)作成管理ソフトウェアをSaaSまたはASPにより様々な企業のホームページ上へ向けて期間貸しをするビジネスモデルを中心に展開しております。

第2四半期連結会計期間における大規模コンタクトセンター向けFAQソリューション『OKBiz Ver.6.1』の発売に続き、当第3四半期連結会計期間におきましては、初めてFAQツールを導入する企業向けに推奨環境を最適化した製品の開発を行い、多様化する企業のニーズに応える新製品の市場投入を進めました。

当第3四半期会計期間末におけるご提供先のサイト数は、第2四半期会計期間末の221サイトから1サイト純減の220サイトとなりました。当第3四半期会計期間には、株式会社セディナ、第一生命保険株式会社などの大手金融機関を含む各社への新規ご提供を開始いたしましたが、長引く不況を背景にサイトをクローズする顧客があったことで、純減となったものです。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のソリューション事業の業績は、次の通りとなりました。

	前第3四半期連結会計期間(千円)	当第3四半期連結会計期間(千円)
売上高	201,190	221,408
営業利益	99,776	111,028

(2) 財政状態の分析

(ア)資産

当第3四半期連結会計期間末における資産残高は、主に繰延税金資産の増加により2,025,018千円（前連結会計年度末比29,305千円増加）となりました。

(イ)負債

当第3四半期連結会計期間末における負債残高は、主に未払法人税等の増加により189,369千円（前連結会計年度末比4,180千円増加）となりました。

(ウ)純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、主に利益剰余金の増加により1,835,648千円（前連結会計年度末比25,125千円増加）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、第2四半期連結会計期間末と比べ157,642千円増加し、1,145,062千円となりました。また、各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に減価償却費の増加により、105,601千円の収入となりました。（前年同期は83,823千円の収入）

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主に定期預金の払戻による収入により、49,662千円の収入となりました。（前年同期は90,550千円の支出）

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、新株予約権の行使により、400千円の収入となりました。（前年同期は変動なし）

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な変更はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	193,200
計	193,200

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	85,905	85,905	名古屋証券取引所 (セントレックス)	(注)2
計	85,905	85,905		

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(注)2. 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、単元株制度の採用はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に関する事項は次のとおりであります。

(平成16年6月24日 臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,060 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,060 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成16年6月24日 臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成26年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。
- (2) 新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成17年4月11日 臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	40 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成19年5月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成17年9月27日 定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	80 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成17年9月27日 定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	200 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成27年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
- (2) 新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）に関する事項は次のとおりであります。

(平成18年9月23日 定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	160 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,453
新株予約権の行使期間	平成20年10月1日から 平成25年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71,453 資本組入額 35,727
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有していること、又は当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成20年9月27日 定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	60 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	52,091
新株予約権の行使期間	平成22年10月1日から 平成25年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 52,091 資本組入額 26,046
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}} \times \text{1株当たり時価}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
 - (2) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時において当社、当社子会社若しくは当社関連会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有していること、又は当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年1月1日～ 平成22年3月31日 (注)	20	85,905	200	965,721	200	935,521

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年12月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 85,885	85,885	
単元未満株式			
発行済株式総数	85,885		
総株主の議決権		85,885	

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	39,000	40,150	44,000	40,000	38,400	35,400	38,600	36,000	36,500
最低(円)	33,650	35,100	36,550	35,400	29,500	29,500	32,600	30,400	30,500

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックスにおけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
社外取締役		浅川 秀治	平成22年4月30日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年7月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年7月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	745,062	814,737
受取手形及び売掛金	177,828	218,875
有価証券	400,000	300,000
その他	57,734	68,255
貸倒引当金	5,323	5,447
流動資産合計	1,375,302	1,396,420
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	23,816	23,100
減価償却累計額	10,865	8,789
建物及び構築物(純額)	12,951	14,310
工具、器具及び備品	366,078	324,891
減価償却累計額	248,248	209,115
工具、器具及び備品(純額)	117,830	115,776
有形固定資産合計	130,781	130,087
無形固定資産		
ソフトウェア	225,796	110,642
ソフトウェア仮勘定	40,293	136,239
その他	10,682	10,712
無形固定資産合計	276,773	257,594
投資その他の資産		
投資有価証券	99,483	92,616
その他	172,079	142,626
貸倒引当金	29,401	23,632
投資その他の資産合計	242,161	211,610
固定資産合計	649,716	599,292
資産合計	2,025,018	1,995,712
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,759	29,463
未払金及び未払費用	99,190	121,135
未払法人税等	47,308	2,572
その他	23,111	32,017
流動負債合計	189,369	185,189
負債合計	189,369	185,189

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	965,721	964,721
資本剰余金	935,521	934,521
利益剰余金	72,202	100,829
株主資本合計	1,829,040	1,798,413
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	5,102	615
評価・換算差額等合計	5,102	615
新株予約権	4,133	4,672
少数株主持分	7,577	8,053
純資産合計	1,835,648	1,810,523
負債純資産合計	2,025,018	1,995,712

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)
売上高	1,015,111	1,047,597
売上原価	445,403	541,333
売上総利益	569,708	506,264
販売費及び一般管理費	1 565,880	1 458,341
営業利益	3,827	47,923
営業外収益		
受取利息	5,276	3,144
雑収入	1,396	1,703
営業外収益合計	6,673	4,848
営業外費用		
為替差損	10,664	2,366
持分法による投資損失	29,904	-
雑損失	18	-
営業外費用合計	40,586	2,366
経常利益又は経常損失()	30,085	50,404
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	460
新株予約権戻入益	-	710
特別利益合計	-	1,170
特別損失		
固定資産除却損	861	1,553
投資有価証券評価損	50,034	-
特別損失合計	50,896	1,553
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	80,981	50,022
法人税、住民税及び事業税	21,237	44,883
法人税等調整額	6,214	24,398
法人税等合計	15,022	20,484
少数株主利益	2,695	910
四半期純利益又は四半期純損失()	98,700	28,627

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高	351,549	356,395
売上原価	166,835	177,428
売上総利益	184,714	178,966
販売費及び一般管理費	173,675	140,479
営業利益	11,039	38,487
営業外収益		
受取利息	1,696	1,104
為替差益	2,904	598
雑収入	650	319
営業外収益合計	5,251	2,022
営業外費用		
持分法による投資損失	13,336	-
営業外費用合計	13,336	-
経常利益	2,954	40,509
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	214
新株予約権戻入益	-	710
特別利益合計	-	924
特別損失		
投資有価証券評価損	25,530	-
特別損失合計	25,530	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	22,576	41,434
法人税、住民税及び事業税	12,355	28,507
法人税等調整額	4,674	11,813
法人税等合計	7,681	16,693
少数株主利益	2,365	560
四半期純利益又は四半期純損失()	32,622	24,180

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	80,981	50,022
減価償却費	137,928	193,917
のれん償却額	1,641	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	438	1,204
受取利息及び受取配当金	5,276	3,144
為替差損益(は益)	9,987	1,784
持分法による投資損益(は益)	29,904	-
固定資産除却損	-	1,553
投資有価証券評価損益(は益)	50,034	-
売上債権の増減額(は増加)	83,003	41,046
仕入債務の増減額(は減少)	1,962	9,704
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	4,688	2,507
その他	9,244	13,381
小計	210,783	263,397
利息及び配当金の受取額	5,000	3,113
法人税等の支払額	19,723	5,766
法人税等の還付額	12,157	9,502
営業活動によるキャッシュ・フロー	208,217	270,248
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	100,000	-
定期預金の払戻による収入	-	100,000
有形固定資産の取得による支出	60,527	33,687
無形固定資産の取得による支出	291,176	206,108
投資有価証券の取得による支出	15,600	17
子会社株式の取得による支出	-	1,318
短期貸付金の回収による収入	7,500	-
長期貸付金の回収による収入	-	4,253
その他	619	1,228
投資活動によるキャッシュ・フロー	460,422	135,650
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	4,400	2,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,400	2,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	17,739	6,272
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	265,545	130,325
現金及び現金同等物の期首残高	1,224,080	1,014,737
現金及び現金同等物の四半期末残高	958,535	1,145,062

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日至平成22年3月31日)
持分法の適用に関する事項の変更	第1四半期連結会計期間より、持分法適用会社でありました株式会社オーケーライフは、平成21年9月に行った第三者割当増資により当社の議決権割合が減少したため、持分法の適用範囲から除外しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日至平成22年3月31日)	
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	
前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は861千円であります。	

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日至平成21年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日至平成22年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
従業員給与 255,186千円	従業員給与 191,824千円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日至平成21年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日至平成22年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
従業員給与 76,584千円	従業員給与 63,541千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日至平成21年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日至平成22年3月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 758,535千円	現金及び預金勘定 745,062千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 100,000	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 400,000
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 300,000	現金及び現金同等物 1,145,062千円
現金及び現金同等物 958,535千円	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間
(自平成21年7月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式(株) 85,905株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 4,133千円

(注) 権利行使期間の初日が到来していない新株予約権の当第3四半期連結会計期間末残高は343千円であります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	ポータル事業 (千円)	ソリューション 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	150,358	201,190	351,549		351,549
(2) セグメント間の内部売上高又は 振替高					
計	150,358	201,190	351,549		351,549
営業利益又は営業損失()	4,132	99,776	95,643	(84,604)	11,039

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

	ポータル事業 (千円)	ソリューション 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	134,986	221,408	356,395		356,395
(2) セグメント間の内部売上高又は 振替高					
計	134,986	221,408	356,395		356,395
営業利益	4,535	111,028	115,564	(77,076)	38,487

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)

	ポータル事業 (千円)	ソリューション 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	464,840	550,270	1,015,111		1,015,111
(2) セグメント間の内部売上高又は 振替高					
計	464,840	550,270	1,015,111		1,015,111
営業利益	42,204	269,413	311,618	(307,790)	3,827

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日)

	ポータル事業 (千円)	ソリューション 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	417,402	630,195	1,047,597		1,047,597
(2) セグメント間の内部売上高又は 振替高					
計	417,402	630,195	1,047,597		1,047,597
営業利益又は営業損失()	1,672	293,007	291,334	(243,411)	47,923

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品・サービスの系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品・サービス

事業区分	主要製品・サービス
ポータル事業	連携サービス、広告サービス
ソリューション事業	OKWave Quick-A, OKWave ASK-OK, OKBiz

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年6月30日)
21,232.03円	20,952.13円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,835,648	1,810,523
普通株式に係る純資産額(千円)	1,823,937	1,797,797
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	4,133	4,672
少数株主持分	7,577	8,053
普通株式の発行済株式数(株)	85,905	85,805
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	85,905	85,805

2 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額
第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 1,151.21円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半 期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 333.43円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 330.94円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半 期純損失() (千円)	98,700	28,627
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (千円)	98,700	28,627
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	85,736	85,856
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		646
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要		会社法に基づく 新株予約権2種類 (新株予約権の数 220個)

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 380.20円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 281.50円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 279.59円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	32,622	24,180
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	32,622	24,180
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	85,805	85,898
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		588
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		会社法に基づく 新株予約権2種類 (新株予約権の数 220個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月11日

株式会社オウケイウェイヴ
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 塚 亨 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菊 地 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウケイウェイヴの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年7月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月11日

株式会社オウケイウェイヴ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 塚 亨 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊 地 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウケイウェイヴの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。